

社会資本整備審議会住宅宅地分科会
(第20回)
議事録

社会資本整備審議会住宅宅地分科会（第20回）

平成20年12月8日（月）

【事務局】 お待たせいたしました。定刻でございますので、ただいまから第20回の住宅宅地分科会を開催させていただきます。

越澤分科会長、所用で少し遅れるというご連絡がございまして、進めておいていただければというご伝言を賜っておりますので、進めさせていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、まず資料のご確認からお願いできればと思います。お手元にお配りしております資料の議事次第の次に配布資料一覧がございます。資料の1-1から資料の6まで、それから、参考資料という形でお配りをしておるところでございます。不足、欠落等ございましたらお申し出いただければと思っております。

また、本日のご発言でございますが、お手元にありますマイクのスイッチ、オン、オフとなっておりますので、ご発言いただく際にはオンに、ご発言が終わりましたらオフにしてくださいと思っております。

本日の会議でございますが、委員及び高齢者住宅関係の審議にかかわります臨時委員の先生方のご出席10名ということでございまして、定足数に達しておりますので、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日も参考人といたしまして、〇〇様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず正式な議事に入ります前に、11月20日に安心と希望の介護ビジョンというものが発表されておりますので、このビジョンにつきまして、厚生労働省のほうよりご説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【厚生労働省】 厚生労働省の〇〇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、ご紹介いただきました安心と希望の介護ビジョンでございまして、資料1-1がその概要でございます。それから資料1-2が本文でございますが、先ほどご紹介ございましたように11月20日に取りまとめられたものでございますけれども、これは舛添厚生労働大臣が主宰されました、いわゆる有識者の会議で取りまとめられたものでございまして、資料1-2の最後に構成委員名簿が添付してございます。7月24日に第1回、

その後、7回目が11月20日でございますけれども、9月17日第3回には、当分科会の委員でもいらっしゃいます〇〇委員からもプレゼンテーションをお願いしたという経過もございまして、そうしたものも踏まえながら取りまとめたということでございます。

簡単に、まず概要でご紹介を申し上げます。資料1-1でございますけれども、一番上の枠囲みでございますように、高齢化社会が進んでいく中でなかなか将来に対する不安もあるわけでございますけれども、そうしたものを乗り越えまして、安心と希望を抱いて生活できる社会を築いていくということで、少し将来を見据えて取り組むべき施策をご提言いただいたということでございます。

大きく3つの柱がございまして、1つ目に一番上でございますけれども、高齢者自らが安心と希望の地域づくりに貢献できる環境づくりでございまして、具体的な施策の提言といたしましては仮称でございますけれども、コミュニティ・ワーク・コーディネーターということで、具体的に申し上げますと、意欲のある高齢者が地域で主体的、積極的に参加できるコミュニティ活動あるいは互助事業等を育成するキーパーソンを地域から募集をいたしまして、取り組みを推進していこうといったようなイメージでございます。それから、②といたしまして、平成18年の介護保険法改正で創設されました、地域包括支援センター、まだまだ支援機能の強化が必要であろうといったようなことでございます。

2つ目の柱といたしまして、高齢者が住み慣れた自宅や地域で住み続けるための介護の質の向上でございます。その中には当然在宅生活を支援するサービスの基盤整備、あるいはリハビリテーションの強化、それから地域に必要なケアを切れ目なく提供するというところで医療と介護の連携強化、さらには今後ますます増大が予想されます、認知症対策の充実ということでございます。それから⑤といたしまして、地域の特性に応じた高齢者住宅等の整備についてもご提言をいただいたということでございます。

このところ、本文のほうをご紹介させていただきますと、資料1-2の8ページでございますけれども、2の(5)といたしまして、地域の特性に応じた高齢者住宅等の整備～高齢者増に対応した新たな街づくり～といったようなことで、ご提言をいただいております。地域ごとの高齢化の度合い、地域住民のニーズなど、その地域の特性に応じた高齢者の住まい、あるいは終のすみかとしての施設の整備といったようなことでございまして、その際、ここでもご議論いただいておりますように、福祉政策と住宅政策の緊密な連携、ケアの質の確保といったような視点が必要というご提言もあるわけでございます。また、2つ目の丸でございますけれども、高齢者だけで集まって暮らすということではな

くて、地域に常に開かれた場として多世代交流機能を持つ小規模の住宅や施設の整備が望まれるのではないかとといったようなご提言をいただいたところでございます。

概要のほうに戻らせていただきまして、3点目でございますけれども、何よりも喫緊の課題でございます、介護従事者にとっての安心と希望の実現ということでございまして、介護従事者の処遇を向上するための情報提供の推進、それから従事者の方が誇りとやりがいを持って働くことのできる環境の整備、あるいはその前提となる従事者の確保育成といったようなことをご提言をいただいたということでございます。当分科会のご議論の参考になればということで、ご紹介させていただく次第でございます。以上でございます。

【分科会長】 これについては質疑の時間とりますか？

【事務局】 もし、ご質疑があれば。

【分科会長】 そうですか。ではせっかくですので、何かご質問とか何かあるようでしたら。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 最初のほうの①なんですけど、コミュニティ・ワーク・コーディネーターということで、新しい資格なのか何なのかよくわからないんですけど、これは資格であるのか、資格とすればどのような要件で、誰が認定して、どんな仕事ができるのかというところが、ちょっとよく解らないので具体的なことを教えていただければと思います。

【分科会長】 よろしく申し上げます。

【厚生労働省】 率直に申し上げます、11月20日に提言を私どもがいただいたばかりでございまして、今、具体的な検討作業をしているところでございます。ただ、いわゆる国家資格とかということではなくて、そこにも若干記述がございますように、いわば地域の中でそうした活動をするキーパーソンといいますか、中心になりたいという方に手を挙げていただいて、それを地域から募集をして、一定の研修などをして後押しするというところでございまして、資格というよりは現実にそうした活動の育成の取り組みの中心になっていただく方というようなイメージでご提言をいただいております、具体的なところは現在検討中でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。ほかに何か。はい、一応厚生労働省の審議会でないので、そういう状態でお互いよろしく申し上げます。

【委員】 今のお答えでちょっとご質問させていただきたいんですけども、ビジョン

が出て、これから考えるというのはどういうことかなと思うんですけれども、この会議そのものがどういう経緯でできて、事務局との関係はどうなっているのかっていうことと、さらに国交省との関連性といいますか、ああいうのはどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。特に厚労省の中の関連セクションがどういう態度でおられるのかということをお伺いしたいと思います。

【分科会長】　　じゃあ、適宜お答えできる範囲でよろしくをお願いします。

【厚生労働省】　　この会議は先ほど申し上げましたように、大臣とそれから有識者の方でご議論された内容を取りまとめいただきまして、私ども大臣にご提言をしたということでございまして、事務局から何と申しますか、こういう施策が必要ということで事務局から提案をしてご議論をいただいたという会議ではないものですから、私どもの立場としては、提言をいただいて今検討しているということでございますので、ちょっと会議の性格を申し上げなかったのは大変説明不足であったかなと思います。

【分科会長】　　よろしいですか。では、本題に入っていきたいと思います。本日は2つございまして、第1が審議事項でございまして、答申案の骨子についてご審議いただくということと、もう1つは広い意味では非常に関連性があるわけですが、長期優良住宅の法律がめでたく国会で可決ということになりましたので、それについて早速でございまして、報告事項ということでご報告していただく。この2点になってございまして。順序については審議事項からよろしいですか。では、まず本日の一番の本題の審議事項でございまして、10月23日、国土交通大臣からの諮問でございまして、高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について、この諮問をいただきましたので、それにつきまして前回まで皆様からいろいろご意見を伺っております。また、前回いただいた主要なご意見を事務局からご紹介いただき、その後、これまでいただいたご意見に基づきまして、事務局で答申の骨子案を作成していただいておりますので、これをたたき台ということで、本日またいろいろご意見を頂戴して審議したいと思っております。では早速でございまして、事務局から答申骨子案と、高齢者居住安定確保計画のイメージを引き続きご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】　　それでは、まず資料の2に第19回分科会、前回の分科会における主要な意見を書かせていただきましたので、ご説明いたします。

まず、高齢者に対するケアについてということで、高齢者の生活を支えるために介護、医療などの専門的なケアに加えて、見守り、生活サポートなど、家族的ケアが重要という

ご意見をいただいております。また、神戸市では介護機能強化モデル事業を実施しております。自立・軽度者の介護予防、中重度要介護者の在宅生活支援に効果を発揮しているというご紹介がありました。しっかりしたコミュニティは、L S A的な役割を担うことができる。共同住宅に現在受付カウンターが設置されることが多くなっておりますが、今後デイサービスや、食事サービスの施設の設置が進む可能性があるというご意見。それから、公営住宅での入居者同士での見守りが行われるよう、多様な世代が交流して暮らすソーシャルミックスが必要というご意見。

緊急通報につきましては、通報先が大変大事であるというご意見をいただいております。孤独死防止対策についてでございますが、高齢者の孤独死への対策が必要であると。緊急通報装置の設置などの対策を講じるべきというご意見。近隣関係の構築が重要であるというご意見。それから尊厳を損なう死後長時間発見されないような死を減らすことを目指すべきというご意見をいただいております。

住宅内の事故対策についてでございますが、住宅内での事故死につきましては浴室で起きるものが多い。脱衣場の寒さによる心筋梗塞が原因として多く、暖房設備の設置なども必要というようなきめ細かな考慮をした対策が必要というご意見をいただいております。

その他といたしまして、予算のみならず、人手も考えて高齢者対策を検討すべきというご意見。それから、高齢者住宅につきましては、住まいとしての位置づけの明確化、外部サービス体系の確立、施設ではなく、高齢者住宅を増やすという方針を打ち出すべきというご意見をいただいたところでございます。

これらのご意見、それから前2回のご意見、その前の1回のご意見もあわせまして、事務局で資料3-1に高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について、答申案の骨子、概要というもの、それと資料3-2といたしまして、答申案の骨子、全体を出させていただきます。

なお、事前に事務局で用意した答申案の骨子、各委員に送らせていただきましたが、その後、中の整合性等の見直しをして若干文言が変わっております。これにつきましては、委員の先生方のお手元には事前送付版からの変更箇所ということで、資料を別途おつけしておりますのでよろしく願いいたします。

では、まず資料3-1に基づきまして、答申案の骨子の全体の姿をご説明申し上げます。

まず、「はじめに」といたしまして、諮問の内容、それから答申の考え方の概要を書くことといたしております。Ⅱとして、現状の課題として高齢者をめぐる状況、高齢者住宅

施策の経緯と課題、高齢者福祉施策の現状と課題を記述しております。Ⅲとして、それを受けまして、高齢者住宅施策の取り組みの方向を記述し、Ⅳといたしまして、早急に取り組むべき課題、それからⅤとして今後継続的に取り組むべき課題という5章構成になってございます。

まず、「はじめに」の中では、諮問の概要と背景を記述しておりますが、その中で住宅セーフティネット機能の一層の充実を中心として、高齢者が安心して生活できる住宅政策のあり方を取りまとめたという今回の答申の全体的な背骨を書いてございます。

現状と課題では、まず高齢者をめぐる状況といたしまして、高齢者が大変増加していく。2005年から2040年にかけて、約5割増加するという見通しを書いてございます。

中でも要介護高齢者、単身の高齢者世帯などが増加するということ。それから高齢者の大多数は住宅で生活していること。そのような現状を書いてございます。

高齢者住宅施策の経緯と課題ですが、これまでの計画をその達成状況等を含め記述させていただいております。平成6年に作成いたしました、高齢者向け公共賃貸住宅整備計画では、21世紀初頭の目標戸数35万戸に対しまして、実績は50万戸になっていること。一方では平成13年から平成17年を期間といたしました第八期住宅建設五箇年計画では高優賃の目標戸数を11万戸と置いておりましたが、現在の実績として3万戸にとどまっていることなどを記述しております。

3番目の高齢者福祉施策の現状と課題でございますが、ここにおきましては制度の持続可能性と社会保障の機能の強化の両立が最大の課題であるということで、施設・居住系サービス利用の割合の目標値を26年度で37%以下と設定しております。

療養病床につきましては、再編を進めていっておること。こういう状況の中で在宅介護が行われる場として、住宅に対する期待が大変高いことを記述してございます。

Ⅲ、高齢者住宅施策の取り組みの方向につきましては、今後この答申の主な部分になりますので、骨子、本体のほう、資料3-2でご説明させていただきます。

資料の3-2。10ページからでございます。高齢者住宅施策の取り組みの方向でございますが、まず1番目といたしまして、全体の方向性の理念を最初に書かせていただいております。在宅で暮らし続けたいという高齢者の意思を尊重する社会の実現、高齢者が豊かな気持ちで生きがいを感じつつ暮らせるということで、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の状況に応じた適切な住まいを提供する仕組みをつくり上げるというのが、基

本的な考え方でございます。高齢者が暮らし続けていく中では、地域のつながりが重要であること。その中で地域の縁側や地域の茶の間、こういうものを通じた若い世代とのつながりが大変重要でありまして、住宅、あるいは介護という視点だけでなく、まちづくりという視点からも高齢者の住生活を考えることが必要ということを書かせていただいております。

続きまして11ページ。この基本的な考え方を実現する上での方策を書かせていただいております。高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの実現、まず1番目としてバリアフリー化の促進を挙げてございます。安全な移動の確保や、事故防止、それから高齢者を介助する者の負担の軽減のために住宅のバリアフリー化の必要性が高いということ。このため、持ち家のバリアフリー改修を推進する。あるいは借家では供給量の拡大に重点的に取り組むという施策を書かせていただいております。

2番目が生活支援・介護サービスの確保でございます。単身高齢世帯、あるいは高齢者のみからなる世帯の場合には在宅介護サービスに加えまして、生活支援などのサービスが必要であるということ。それから、この生活支援につきましては、事業者から提供されるものもございまして、地域コミュニティから提供されるようなものもございまして、そういう中で高齢者の居住する住宅が一定戸数集まっているようなもの、これにつきましては、効率性を確保しつつ、手厚いサービスをすることが可能であるということを書かせていただいております。

公共賃貸住宅の団地につきましては、公共賃貸住宅団地に在宅介護サービスを提供する施設の立地を促進することを書かせていただいておりますし、また高齢者円滑入居賃貸住宅制度、高円賃につきましては、これを用いまして適正な情報開示を推進する必要があること。

それから、シルバーハウジング・プロジェクトなどによりまして、低所得者の高齢者が入居できるケア付き住宅の供給を促進すべきということを書かせていただきます。

3でございます。高齢者が安心して住まいを選べる市場の整備でございます。高齢者の多くは市場を通じて住宅を取得する意思と能力を持っておることがございますので、高円賃制度等におきまして、登録対象や情報開示のあり方など制度の見直しを検討して市場の整備を進めるべきということを書かせていただいております。

それから、高齢者はそういう持ち家などの不動産資産などを持っておられることも多いので、高齢者が所有する持ち家を賃貸することにより賃料収入を確保する住み替え支援制

度、あるいはリバース・モーゲージなどの普及促進に努めるべきであるということを書かせていただいております。

4番目でございますが、こういうような施策を進めていくに当たっては、住宅施策と福祉施策の一体的かつ計画的な推進が必要ということを書かせてございます。特に12ページ一番下の段落になりますが、すべての高齢者が適切な住まいで暮らすことができるよう、介護サービスなどと、それを受けて生活できる住宅等あるいは施設等、総合的かつ計画的に提供することが必要であると。

13ページにまいります。そのため国土交通省と厚生労働省の共同による基本方針の策定。都道府県の住宅部局と福祉部局が一体的になった計画の策定。あるいは市町村における、そういう計画の策定や情報提供を促進していくべきということを書かせていただいております。

5番目が配慮事項ではございますが、地域の状況に対応したきめ細かな施策展開でございます。人口の高齢化の状況や住宅事情、介護サービスなどが地域によって異なっているという状況を踏まえまして、地域の自主性や創意工夫を生かした取り組みを推進すべきということを書かせていただいております。

これら、施策につきましては、早期にするもの、それから長期になるものとございますが、IVとして、早期に取り組むべき課題を書かせていただいております。

最初に住宅施策と福祉施策の一体的かつ計画的な推進を挙げさせていただいております。都道府県において高齢者の居住の安定確保に関する計画を策定し、施策を一体的かつ計画的に推進する仕組みを検討すべきというのが黒丸1ポツ目でございます。

2ポツ目につきましては、市町村におきまして、市町村独自の計画を策定し、施策を展開する仕組みを検討すべきであると。その場合、高齢者向けの賃貸住宅を地域包括支援センターを核とする地域包括ケアネットワークに適切に組み込んでいくことが重要であるということを書かせていただいております。

3ポツ目は地域包括支援センターでございますが、これにつきましては、住宅行政との連携のもとに機能の強化を図っていくべきということを書かせていただいております。

14ページ目でございます。国土交通省と厚生労働省は高齢者の居住の安定確保に関する基本的な施策の方向性などについて基本的な方向を作成すべきということを書かせていただいております。

続きまして、次の段といたしまして、バリアフリー化の促進を挙げさせていただいてお

ります。バリアフリー改修を促進するため、住宅のバリアフリー改修費の負担軽減について検討すべきと。バリアフリーの改修費用に対する補助。それから、住宅融資保険制度、税制の充実などについて検討すべきということを挙げさせていただいております。

1つ飛ばしまして、次の3つ目の黒ポツでございますが、中古住宅についてでございますが、一定のバリアフリー化がなされた中古住宅の取得を住宅金融支援機構により支援すべきであるということを書かせていただいております。

4つ目は設計指針でございますが、いわゆる高齢者が居住する住宅の設計に係る指針というものを今、出させていただいておりますが、この指針を見直して、持ち家を介助しやすい住宅に改修するなどの取り組みを促進すべきとしてございます。

3番目でございますが、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給促進について書かせていただいております。これまで推進してきた高度のバリアフリーに加えまして、自立歩行可能な高齢者が安全に移動できる仕様の賃貸住宅についても整備を促進すべきというふうにかかせていただいております。その際に既存住宅の活用も含めた高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進方策を検討すべきとさせていただいております。

また、高優賃につきましてでございますが、共用スペースを設置するとともに、生活を支援する施設、それから介護関連施設などの一体的な整備を促進すべきということを書かせていただいております。

次、15ページでございます。最初の黒ポツにつきましては、介護サービス、それから医療サービスを提供する者と連携を促進すべきということを書かせていただいております。最後の黒ポツにつきましては、民間事業者等への補助、税制および融資による支援の枠組みについて充実する、そういうような促進策を検討すべきと書かせていただいております。

続きまして、高齢者の居住安定確保のための公共賃貸住宅などの活用でございます。低所得者の高齢者、これにつきましては、年金所得の高齢者が入居可能なバリアフリー化された公営住宅や、UR賃貸住宅の整備を推進するということを書かせていただきます。

あわせて公営住宅などの建て替えに合わせまして、医療・福祉施設などを併設する安心住空間創出プロジェクトを推進するということを書かせていただいております。その建て替えなどに際しては、PFI方式などにより民間の資金やノウハウを積極的に活用すべきということを挙げさせていただいております。

次の黒ポツは孤独死の問題でございますが、シルバーハウジング・プロジェクトを進め

るほか、住宅管理とあわせて見守りを行うなどの管理体制の強化を図るべきと書かせていただいております。

最後は、公営住宅などにつきまして、認知症高齢者グループホームの整備の円滑化、公営住宅を活用したグループホームの整備の円滑化について書かせていただいております。

15ページ、最後の段ですが、高円賃の登録制度の見直しでございます。登録基準を定めて登録住宅の一定の質を確保するという。それから、情報提供のあり方、前払金の保全、報告の徴収、指示の措置の充実などについて検討すべきとさせていただいております。また高専賃で提供されているサービスの質の確保を図るための方策について検討すべきとさせていただいております。

16ページでございます。高円賃の家賃に係る債務保証制度、それから資金調達の円滑化のための支援措置など事業者インセンティブを与える措置の充実についても検討すべきということを書かせていただいております。

次は高齢者の住み替え支援でございますが、住み替え支援につきましては、平成18年度から試行的な事業をやっておりますので、今後につきましては試行的な事業の成果を活用して、広く普及させていくということを挙げさせていただいております。

それから、地域ごとの課題や高齢者の多様なニーズを踏まえたきめ細かな対応でございますが、地域の自主的かつ創意工夫を生かした取り組みに対する支援の充実、それから各地のモデル的な取り組みを支援いたしまして、その普及促進を図るべきという方向性を書かせていただいております。

その他といたしましては、人材の確保につきまして、民間事業者の活用を積極的に推進するというところを書かせていただいております。

5番目が、今後継続的に取り組むべき課題でございますが、この答申の中では早期に取り組むべき課題を中心に対策の方向性を書かせていただいているところでございますが、今後介護や保険医療を支える社会保障制度、これにつきましても順次いろいろな見直しがあるところでございます。そういう見直しと歩調をあわせて、今後ともよりよい方策を検討していくことが必要であるということ。それから、配慮事項といたしますが、住宅確保に配慮を要する者に対する住宅セーフティネットの構築に向けて、さらに取り組みを広げていく必要があるということを書かせてございます。

以上でございますが、答申としては、本日配布しております資料の中に、これまでご審議いただく中で提出させていただきました図表のうち、主なものを抽出して参考資料とい

う形で添付させていただいております。

これは、若干これについても差し替え等はあるとは思いますが、整理した上で、答申の参考資料として、一体的に取り扱うということにさせていただきたいと考えております。また、今回間に合わなくて申し訳ないと思っておりますが、答申には用語集等も作成して添付したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料の4でございます。ただいまご説明申し上げました骨子の中に、住宅部局と福祉部局が共同して作成する高齢者の住まいの確保のための計画。高齢者居住安定確保計画というものができておりますが、これのイメージを説明したものでございます。

この計画におきましては、高齢者の現状と見通しの把握等、持ち家を所有しない、それから高齢者のみからなる、それから要介護・要支援・虚弱の高齢者がいる。こういうような重点的に配慮が必要な世帯の把握をまず行うということを考えております。この把握に基づきまして、すべての高齢者世帯に対する計画といたしまして、住まいの確保、それから見守り、生活支援の確保、介護の確保のために行う各種施策の方向性などを記述するというを考えております。その中で特に重点的な配慮が必要な重点配慮高齢者世帯については、公的主体によるケアつき住宅と施設で賄う世帯の目標例を設定する。あるいは有料老人ホームや、高齢者向けの民間賃貸住宅の供給が円滑に進むように必要な施策を位置づける。こういうことを書きまして、住まい、見守り・生活支援、介護の3点を確保するという計画になると考えているところでございます。

1ページめくっていただきまして、別紙1でございます。別紙1は、こういう計画のもとになります現状の把握でございますが、高齢者の居住の現状と見直しを全国ベースで2005年と2015年で推計したものを図としてみたものでございます。

図中、水色の部分が要介護、要支援、それから特定高齢者のいる世帯になりますし、赤で囲った部分、ここが重点配慮高齢者世帯に該当いたします。

それから、別紙2でございます。別紙2は高齢者居住安定確保計画の構造を高齢者の世帯ごとに分類して図化したものでございます。図のうち、左が高齢者世帯の分類に該当し、右が施策の体系になります。例えば、一番上の欄で申しますと、まず持ち家で同居親族などの同居あり、それから自立している方、こういう方につきましては、高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項として、住宅のバリアフリー化等を書き込んでいくということで、住まいの確保の方針を書いていく。それから、同居者等による見守りということで、見守り・生活支援の確保をしていくということ。それから、介

護サービスの提供基盤の整備ということで介護の確保をしていくというようなことが計画の内容になると想定してございます。

以上、資料2、3、4でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 はい、どうもありがとうございました。ただいまの事務局のご説明に対してご意見を伺いたいんですが、その前に必ずしも全員の方が毎回ご出席いただけるような日程調整がなかなか困難ですので、再度、今どういうスケジュールになっているか再確認をしたいと思います。資料6でございますが、これをもう一度ご覧になっていただきたいと思います。本日はこの第20回の分科会でございますが、一応本日で答申案の骨子としてご審議いただいた後、パブリックコメントに早速入りたいということで、それを踏まえてまた本日の委員のご意見、パブリックコメントの意見、また行政内部でいろいろな今後の調整があると思いますが、それを踏まえて21回のときに答申案をもう決定したいと思っております。なぜかといいますと、今、国会情勢が不透明であります、いずれにせよともかく平成21年の通常国会に法案を提出して、大変重要な政策ですから、ぜひ無事審議が進むと期待しておりますけれども、審議会の役目としては一応1月で取りまとめたというのが事務局からの要請でもございますので、ぜひこれに答えるように審議についてもぜひ皆様ご協力をお願いできればと思っております。一応、こういうことになっておるといことで、本日はいろいろとご意見を賜りまして、無事まとまることを期待しておりますが、どのようなことでも結構ですので、いろいろご発言をよろしくお願いいたします。

【委員】 この提言というか、取りまとめに必ずしもちょっと十分入っていないかなと思われる点がございまして、この点をちょっとご指摘したいと思います。

例えば、高齢者がお1人でお住まいになっているときに、その周辺の人が見守るとか、気付くとかってというようなことはよく言われます。ところが、仮に気付いたとしても、どの程度の状態のときにどの程度のことをしていいかということがわからないんですね。例えばマンションの管理をしているような方々が、ちょっとおかしいなと思っても、なかなか実際には例えば行政の方に言うとか、そういうことができないということで非常に苦労しているというようなことを聞いております。

そういう意味では、そういったときにどういうときにどのようにしたらいいのかわかるようなガイドラインみたいなものがあると大分いいと思うんですね。今、実際マンションなんかを管理されているような業者の方々も、ある程度のことは、できる限りのことは

やるんですが、ある程度以上のことになるとうとうしていいかわからないし、例えば仮に何か倒れているっていうときに手を触れていいかどうかもわからないとか、非常に現場で困っているというか、判断に苦しむというのがあるように思います。

ですから、できればこれは必ずしも介護が必要な方々っていうわけではなくて、もっと一般の方々も含めての話なんですけれども、そういったときに例えば気づきだとか、見守りだとか、管理だとかそういったような方々がどこまでやっていいのか、あるいはどういうのが標準として考えていいのか。ある程度以上やるとある種のオプションということでサービス機能ということで、場合によってはチャージもあると思うんですが、どういうふうに関わればいいかっていうのが実は今なくて、それはできれば国などでガイドラインをつくっていただければというふうに思います。

あと、ちょっと細かい点なんですけれども、1つ最低居住水準を満たさないものがあるっていう言い方をされていますが、今、最低居住の面積水準というのがありまして、おそらく18という数字を使いたかったのでこれを出したのかなと思ったんですが、今の基準を使わないということがいいのかどうか。もしかしたらこれでいいのかもしれない。統計がなければこれでいいんですが、ちょっとそれが気になったということです。

今、私が申し上げた点でもう1つ、15ページに公的賃貸住宅がありますけれども、そのところでも例えば見守りの話が出ております。やはり同じようなことが該当すると思いますので、できればご検討いただければというふうに思います。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。今のご指摘に対して何かご発言ございますか。

【事務局】 先生おっしゃるとおり、聞いていたときにどういう対応をできるかというのは大変その当事者になると困るという話も聞いております。やり方として、ガイドライン的なものでどこまで書き込めるかということもございますし、一方では北九州市で年に二、三回程度の頻度ではございますが、ぐるぐる見回っている方がおられる。本当にちょっと問題がありそうだということで、相談するなり、そこに行けるという仕組みがあることによって、その辺最初に対応された近所の方が大変助かるというようなこともございますので、その辺も含めてどういうのが一番いいのかというのを考えまして、入れていきたいというふうに思います。

それから、面積でございますが、実は1人の最低居住水準、現在の計画では25平米になっております。ただし部屋の中でなくて外側で食堂とか、共用施設があるときには、こ

それを25平米じゃなくてもいいというのが今の基準なんです、25平米じゃなくてもいいときには、何平米かというのは実は今の基準では書いてございません。

一方で前の計画では、共用部分があるときには18平米、それからないときには25平米というのがございましたので、それをちょっと引用させていただいているというところがございます。

【分科会長】 では、ほかに。はい、では、よろしく申し上げます。

【臨時委員】 これまでの論議を中心に取りまとめられておりますので、論議の中にあまりされていなくて、あまりというよりも全然されていなくて、ちょっと恐縮なんですけれども、例えば11ページ。答申資料の11ページですけれども、ここにバリアフリー化の促進という文言があります。この中にさらに住宅における安全な移動の確保や事故防止という観点があります。私は、やはり住宅内だけでなく、この移動の確保、これは非常に安心して暮らし続けられる住まいを考えたときに、非常に大事な視点ではないかと思っておりますので、この移動の確保というアクセスの問題をもう少し広げる形の中で、答申の中に書いていただければという思いがあります。

今、孤独死あるいは、引きこもり老人の背景の中に、非常に交通バリアフリーを含めてアクセスが問題化されているというところでもありますので、それが第1点です。それから、住宅生活基本法の計画の中の38ページのところにもユニバーサルデザインが触れられておりますけれども、この答申案の中にはユニバーサルデザインが全く触れられておりません。16ページのところの、今後継続的に取り組むべき課題という、その中にでもUD的な視点が盛り込まれていくということはとても大事ではないか、特に国交省のUDに関わっての方針も出ているところでもありますので、住宅の中にそれがきちっと据わっていくことは大事ではないかと思えます。

それから、もう1点ですけれども、国土交通省と厚生労働省とのパートナーシップはとても深く書いてございますけれども、その他に多様な主体とのパートナーシップの観点が書き込まれていくことも大事ではないか。例えば熊本県の場合ですと、ユニバーサルデザイン、そして県産材を使って安全・安心な住宅、これを建築する場合に対しては地場の金融機関が貸し付けの金利を優遇するというのもやっておりますし、バックアップ体制の中では、森林組合も共にやっているということでもありますので、多様な主体とのパートナーシップの観点、今日は住宅関係の方々もおいででございますので、今、論議を共有しているところですから、そういった方たちとのパートナーシップがどこかこの取り組むべき今

後の課題的などところの中に入ってくるとよろしいのではないかと思います。

それから、もう1つ、〇〇委員が先ほどおしゃっていらっしやいましたんですけど、ガイドライン的なものの作成のことが触れられましたけれど、私は今日、資料の中に出てきております安心と希望の介護ビジョン、この中でコミュニティ・ワーク・コーディネーターというような、何か中身は全く見えないですけど、しかしこういったところの中に〇〇委員が言われたような働きっていうものがあるとまた膨らんでくるかなと。そこは感想です。以上です。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。何かご発言ございますか。よろしいですか。

【事務局】 では、ご意見がございましたので、そういうような形で中の検討を進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

【分科会長】 はい、じゃあ、よろしく願いいたします。

【委員】 済みません、賃貸住宅についてお伺いさせていただきます。横長の資料3の1がわかりやすかったんですが、現状と課題の2番の住宅政策で、目標を合わせますと既に上回って供給の実績があるというふうに量的には考えますよね。それに対して、その右側の早急に取り組むべき課題で、賃貸住宅の供給の拡大と書いてあるんですが、この関係がちょっとよく解らないということで、既に目標を達しているけれども、まだ量的には全然足りないという認識なのか、あるいは地域によってすごく供給が十分なところとそうでないところがあるという意味なのか、あるいは供給はあるんだけども優良じゃない供給なんだよという意味なのか、そこのところが解らないために、なぜ早急に取り組むべき課題として供給ということが、出ているのかということがよく答申の中で解らないということなんです。もし、例えば質的なことが問題であるということであれば、例えばこの右側にあるようなそういった関係者の連携を促進するというソフト的な充実にお金をかければ済む話なのか、あるいはその集会場の共有スペースなどを既にある賃貸住宅に建てることで、部分的にハードの供給で充分対応できるものなのかどうかというところは解らないので、教えていただきたいと思います。

【分科会長】 はい。そこからお答えになりますか。はい。

【事務局】 ただいまの件でございますが、この左側の2のところの3つ目の丸のところには一定のバリアフリー化、高度なバリアフリー化と書いてあるところの中に、(借家)ということで書いてございます。これが民間も含む借家全体でございまして、借家のバリ

アフリー化率は非常に後れているのが現状でございます。そういった意味から借家についてはバリアフリーのものを増やしていくべきじゃないかということを出しております。

一方、先ほど委員ご指摘の公共賃貸住宅でございますけれども、平成3年度からバリアフリー化につきまして、標準化しております、かなり進んできているということ、上のほうでは掲げているところでございます。

【分科会長】 では、ほかに。はい、では〇〇委員をお願いします。

【委員】 少し意見を申し上げたいと思います。

根本的に高齢者に対する安心の提供を考えて、高齢者の対象層の設定と、それに対する各施策の目的、目標の関係をもう少し明確にしたらどうかという趣旨で発言をしたいと思っております。

まず、今、緊急にこういうことを検討しなければいけない背景というのは、できるだけ住宅で長く生活できることが、そのそれぞれの高齢者の生活の質にとってもいいことであるし、そしていわゆる介護保険財政に多大な負担をかける施設需要に過大な需要が回らないようにするということが喫緊の課題だと思います。そうすると、高齢者の実情はどうかというと、高齢者が100いるとすると、半分の方はいわゆる子供とか、あるいは孫と同居している方です。一方、これから増えて大変なのは、高齢で単身あるいは夫婦で生活している方でやはり半分以上を占めます。その半分の方をまた100にすると、借家に住んでいらっしゃる人が4分の1、25%です。持ち家に住んでいらっしゃる人が4分の3です。こちらが絶対的に多くて4分の3を占めます。しかしながら、高齢単身・夫婦で借家住まいの4分の1の方はものすごく大変な状況にあります。この方たちは、高度経済成長時代の公営住宅と違って、何か支援してあげると次にいいところに行けるというわけではないので、加齢するほどだんだん大変になってくる。その方たちの受け皿をどうするのかというのが大問題だと思います。こういう方たちに対してまず施策をどう打つかというのが1つ目だと思います。

2つ目は私はより重要だと思っているんですが、全体に対して半分で、半分のうちの4分3を占める、持ち家に住んでいる高齢単身・夫婦の方です。この人達は、量としては圧倒的に多くてこれから急増していくわけです。その人たちが介護の問題に直面して全部施設需要に回ったのではとてももたない状況になるということに対して、どうやってそうではない、ほかの選択肢を与えるかを考えなければいけないと思います。そういう意味で、早期に取り組むべき課題を見ていくと、14ページのバリアフリーというのは、持ち家居

住の高齢者の人にとってはものすごく効果的なものです。その次の、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給ですが、いわゆる本当に家を見つけられなくて困っている人にプラス、ケアまで提供する第2公営住宅プラスケア付きみたいなものなのか、そうではなくて実は持ち家にいて、ある程度お金もあるかもしれない人に対して、ケアの問題が出てきたときに移り住んでくださいというためのものなのかで、相当違うと思います。そこが高優賃の場合はミックスされてしまって曖昧になっている。私としては、より多くを占める、より豊かな生活にたどり着いた高齢者の方が自分のお財布から安心してお金を出して、ケアの面も自分で手当てができるような、そういう施策をもっとどんどん打っていったほうが、今の状況に対してより効果的だし、必要ではないかと思います。そういう意味で、15ページの公共賃貸住宅の活用も、URとか、公営住宅に現在住んでいらっしゃる方は大変シビアな状況にある人達ですが、ところがそういうところの土地資源を使って、もっと広く地域に対してケアをしたいといった場合、対象となるのはその地域に住んでいる曲がりなりにも持ち家にたどり着いた人達です。平均でいえば120平米ぐらいの戸建て住宅にご夫婦でお住まい、あるいは単身でお住まいの方が次にどうしようかということが問題なのです。そこが一緒に書き込まれてしまうと全然何か違ったイメージになりはしないかというのが心配です。

それから、15ページの下の高齢者円滑入居賃貸住宅も、高円賃はそもそもは一番シビアな状況にあり住み替え先を探してもなかなか見つからない方のためにということだったんですが、2005年から始まった高齢者専用賃貸住宅はかなりケアのほうを意識しています。そうするとそれは先ほどの例で言えば、自分のお財布からお金を出してでもより安心できる住まいを見つけない方に対する情報提供だったと思うので、そこをむしろきちっと書き分けたほうが施策としての目的・目標というあたりが非常に解りやすくなると思います。ですから、申し上げたいことは今一番重要なのは、もちろん国の財政からお金を出して支援しなければいけない非常にシビアな状況下にある方がコアにいらっしゃる一方で、自分で本当にお財布からお金を出して行動ができるような人もいます。むしろ、そのための環境をここで整えるという視点で施策を整理するとより目標が解りやすくなると思います。済みません、長くなりましたけど、3回分まとめて。

【分科会長】 ということで、3回分のご発言ございましたが、いかがですか。

【事務局】 いいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 はい。先生ご指摘のとおり、借家の方が4分1。高齢者ではもう少しですんで、大体2割というのを計算にしておりますが、持ち家の方が大体8割というのが実態であろうというふうに思われます。借家の方につきましては、ここにあるような赤線で囲ったところの対策ということになるんですが、今度は持ち家につきましては、先生の言われるように、そこにずっと住んでおられる、住み続けてケアを受けるという形の方と、それと住み替えて、施設に行くのか、高齢者向け住宅に行くのかというのはありますけれども、住み替えてそういうサービスを確保していくというパターンの2パターンあるだろうと思っております。そのときの在宅の継続に関しては言われたように、バリアフリーの話とか、地域での見守りの話、地域包括支援センターの話。こういうようなところでサポートしていただろうなと思ひまして、一方では住み替えについては住み替え支援の仕組みや、それから高円賃、高専賃、それから高優賃、こういうもののいわゆる高齢者向けの住宅施策で低所得者に限っていないものが使われていくんだらうなと思っております。実態としては、そういう話なんですけど、一方でその施策ごとにこの施策はこの目標という形に実は中所得者向けに特化してつくってあるわけではなくて、ある程度幅を持った制度になってございます。

こういう施策をこれ用にとということで幅を狭めて特化して、それ用に特別につくるという手もあるんですけども、今の仕組みの中では、そういう幅を持った中で使えるところには使っていこうというようなことになっているので、先生が言われるような対象というか、施策の目的がぼやけていないかとかご指摘が出てきたんじゃないかと思っております。その辺ちょっと今の施策の現状と、使い方についてうまく書き分けてやれることができないかどうか、ちょっと中で検討させていただきたいとは思ひます。

【委員】 ちょっとだけいいですか。

【分科会長】 はい。

【委員】 私としては、もうちょっと大胆に、せっかく私の隣に〇〇委員や、それから〇〇参考人がいらっしゃることを考えると、その民間活力の活用ということは書いてあるんですが、高齢者住宅の需要というのは潜在的にはありながらも、なかなか顕在化してこない。それからビジネスマーケットとして皆さん打って出たいとはぼんやり、あるいはかなり思っいらっしゃるかもしれないけれども、本当にこんなものに行っいいのかなという状況だと思っんですね。そういう意味で言うと、今の経済産業省ではなくて、昔の通商産業省が揺籃期にあった日本のいろいろな企業をバーストさせるためにやっったような、

何かそういうインキュベートする仕掛け、働きかけをするような、何かそういうちょっとアグレッシブな施策を私は国土交通省がやっていただきたいとかなり大胆に思っています。全部は無理でしょうけど、何かそういう目のところを少し書き分けることによって入れていただけないか。そういう趣旨です。

【分科会長】 はい、わかりました。では、〇〇委員さんお願いします。

【委員】 私も今日が実は初めてなものですから、申し訳なかったんですけども、今の〇〇委員のご意見に大変賛成でありまして、私なりに見ますと、国土交通省と厚生労働省が共同してとか、それから住宅政策と福祉政策の一体化がうたわれていて、一般的には縦割りの弊害の中で、大変よろしいことであって珍しいことであるというふうに思うんですね。ただ、何ていいますか、ちょっと全体の感じとして言うと、厚労行政というのは、私も社会保障審議会に入らせていただいているんですけども、見ていると結局行政の対象が生身の人間であるところが非常に合理的な政策を打とうとするときに非常に難しいというところがあって、ちょっと生首かかっているみたいなどころがあるもんですから、このところを行政が上手に仕切るとするのは非常に難しく、なかなか独特のプリンシプルがあるということがあります。特に、介護の話なんか介護保険法の20年改正なんていうのもありましたけれども、実際ああいう新しい仕組みは非常に熟度が低いんですよ。まだまだ、全然というか、緒についたばかり。しかも福祉分野特有の潔癖性というんですか、経済合理的なものに対する嫌悪感みたいなものもあるし、何となく福祉に関わる人はみんなナイチンゲールじゃないといかんみたいな感じがあって、それをある意味ではちょっと特殊な感じもするところですし、やや世間の平均的な受けとめ方と違うところで非常に行政は苦勞しておられるという感じがあるんですね。

それに比べますと、これは住宅というハード面ですよ。物的な施設に着目をして、その角度でもって結果としてはそういう福祉政策に資するような、あるいは生身のみんな高齢者になるわけですから、そういう意味で非常に普遍的な政策ということなんで、そういう角度でもって政策を打っていくというのはある得るべきことであって、何ていうか、ハードルが、少なくとも厚生労働省よりは多分この問題に関してはかなり低だろうという感じもありますし、それからまた新規な問題であるということもあって、いろいろ手の打ちようがあるだろうと思うので、一体的というのはもちろん結構なんですけれども、新しい観点で国土交通省なりのよさを生かした形での物的施設の提供っていうことが、まずはできることからやるという意味では極めて重要だと思いますし、それから先ほどの〇〇委員

がおっしゃったみたいに、要するに何というか、生活保護とか、本当にその底辺の人はどうするのかみたいな話があって、人権の問題であったりとか、それから社会の安定化装置としてどういう仕組みが必要なのかみたいな議論が当然あるんだけど、そういうこととは一線を画して、住宅局ならではのその一般的なニーズにきちんと応えていくというところで、政策を、そこに多分軸足を置いたほうが全体としてのニーズには応えることになるのではないかとということで、それが、答申案を読ませていただいた感想なんですけれども、一体化してもいいんだけど、独自性を発揮した形で将来性のある、それから産業にも直結するような形で政策を出していくのがいいんじゃないかと思っています。

ただ、そういう点で言うと、幾つかあるんですけども、どうなんですかね。気になったのは12ページに、例えばなんですけれども、3のところの「また」というところで、持ち家など不動産資産や金融資産を有するものが高齢者は多いという書きぶりなんかはだから一般的に言うと多いというよりは少くないぐらいのほうがいいのかなって思ったりもするんですけども、でも路線的にそういうふうにするんだったら、多いでもいいのかなとも思いますけれども、これは〇〇委員のご意見を伺って、私もちょっと迷っておりますけれども。その辺を意識して、いずれにしてもやっていったほうが良いと思っています。

それから、もう1点だけなんですけれども、先ほどの厚生労働省の安心と希望の介護ビジョンというのがありますが、このところは急速に世相が暗くなっているところがあって、それでましていわんや、政治もそうだし、行政も何か非常に行き詰まっているなどという感じがあって、行政が安心とか、希望とか言うとなすすす何か暗くなるというのか、何か本当に大丈夫かみたいなのがあって、ここはちょっと急激な環境変化に対応した答申を書いたほうがいいんじゃないかと思っております。そうすると安心とか、積極的に何か夢があるんだよみたいなことを打ち出すというよりは、多分不安を取り除くとか、トーンとしてはそういう心配を少しでも微力ながら取り除くように我々は努力しておりますという視線で書いたほうが多分説得力があるかなと思います。以上です。

【分科会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 コメントさせていただきますと、先生方のご指摘はそのとおりなんだろうと思います。改めてきちっと整理をさせていただきますが、今後の高齢者の住まいを考えると安心だと高齢者が思っただく基本的な要素は2つある。それはバリアフリーということと、もう1つは介護、医療もあります、その一歩手前の見守りをはじめとする生活支援があればいいだろうと思うわけです。そうして、いわゆるバリアフリー化し

ていくということについては、これは国土交通省の責任でしっかりやらせていただくということになるけれども、その住まいに生活支援サービスなり介護、医療というものを付けると、おそらくこれは厚生労働省と連携をしてやっていかないといけない。もう1つは〇〇委員からご指摘の、重点的に誰を対象にやっていくのか。大変資産のある方は、いわゆる高級住宅地にあるような有料老人ホームのようなところで、バリアフリーで生活支援サービスも付いたようなところに入居しておられる方が結構おられる。この方々はまさに市場原理の中で消費者保護さえ的確に図られていれば、そこは順調にやっていただければいいということになるんだろう。それからいわゆる低所得の方については、住まいについて公営住宅、さらにそれを補完するものとしてのUR等の公的賃貸住宅でやっていかななくてはならないし、そうした低所得の方が高齢化をしていくと、そこにいわゆる生活支援サービスといったものも付いて安心を保障していかなければいけない。従って、公営住宅、URの賃貸住宅も高齢者向けに生活支援なり介護と連携をおいてやっていかないとはいけないうことだろということがあるだろうと思います。

また、介護とか、生活支援とか、医療の拠点づくりという点では、公営住宅の建て替え、UR住宅の建て替えに伴う敷地等の有効活用を図らない手はなくて、そこで整備された地域拠点といったものが、持ち家も含めた地域に開かれた拠点として機能していくことにも留意する必要があるでしょう。

そして、今回特に何をねらいたいかと言うと、厚生年金の平均的な受給額プラス若干の資産をお持ちのような、いわゆる中堅所得層の方々がこのまま行くと、大きなご不安を抱えることになるだろうと予想され、この厚生年金プラス若干の貯蓄資産等でバリアフリーかつ生活支援みたいなものも付く住まいといったものを普及させていけないということが、我々事務局の頭の中に中心的なものとしてあるということでございます。

それで、答申を書くときには、今申し上げたようなことも含めて改めて属性など、どういうところに、どういうニーズに対して、どういう優先順位でということが少しはにじみ出るような形にはしていきたいと思っておりますが、そういうような意識で、この答申はつくらせていただいたということでございます。

【分科会長】 はい。ではほかの委員の方もどうぞ。

【臨時委員】 そうしましたら、この答申に対する意見なんですが、今、事務局が答弁されたように、高齢者住宅の中のポイントはバリアフリーと。それに加えて見守り・生活支援サービスだと思うんですが、今の高専賃、高優賃、高円賃を見ていると、この見守

り支援生活サービスがあまり明確に位置付けられていないところを感じられます。例えば、高齢者住宅を見学に行っても受付に人がいて、何をするかというと、郵便の取り次ぎぐらいしかしていないとか、片やそういう住宅がある一方で、ものすごく入居者間の生活支援や、入居者間の関係性の構築のようなどころまでできているところがあって、非常に幅があります。ですから、このシルバーハウジングで言うと、ワーデンであるとか、LSAと呼ばれるこういった方々の高専賃、高優賃、高円賃等における役割を明確にして、あと、その育成強化を少し打っていく必要があるかなと思います。というのも、兵庫県では、震災の関連もあって非常にシルバーハウジングが多くて、その中でLSAの方が活動されているんですが、やはり1つの団地にお一人ぐらいしかいらっしやらないと、どうしても孤立してしまって、どういうケースでどういうふうに対応したらいいのかがわからなくなるということで、兵庫県下ではLSAの連絡協議会があって、事例検討とか、こういう場合はどういうふうに対応したらいいのかということをも自分達で自主的に勉強されてかなりノウハウを蓄積されております。ですから、全国的に見ればまだ都道府県の中でそういうLSAの連絡体制ができていないところもあるかと思えますし、また、これから外から介護をつける役割が期待される高齢者住宅において、やはりLSA的な方々がどれくらい機能するかによって、器だけじゃなく、実際問題暮らしぶりが見守り生活支援が成り立つかということもありますので、可能であればこの答申の中で、そのあたり育成強化もうたっただけいたらというのが1点です。

それから、2点目は、今後高齢者が増える中で、公的な介護施設をあまり増やさないという目標が打たれておりますので、必然的に高齢者住宅における役割が従来以上に介護のほうまで幅広いレンジをカバーしないといけない可能性が出てくると思います。そうなりますと、将来的にはこの見守りの仕組みをもう少し強化する。例えばですが、今、外部サービス利用型特定施設というものが厚生労働省のほうで出てきておりますが、場合によってはシルバーハウジング、あるいは高専賃、高優賃、高円賃にもその仕組みが応用できるようなことも将来の課題になるのかなと思って発言させていただきました。

【分科会長】 はい。ありがとうございました。何かご発言ありますか。よろしいですか。ほかに。はい。〇〇臨時委員よろしく申し上げます。

【臨時委員】 今のお話を聞いて、少し感想めいたことになるんですが、やはり高齢者の方が住むすべての住まいに見守りや生活支援が付けば、これはかなりの安心感が高まるだろうと思うんですが、そのためのやはり財源というか、お金をどこでどう確保していく

のかということも非常に重要かと思えます。この資料4では、いわゆる重点配慮高齢者世帯、これの計画を都道府県がこれからつくっていく。賃貸の方を中心にですが、こういう3点セットのサービスを確保するための計画を行政がつからないといけないということになりますと、その目標量の設定ということではケア付き住宅と施設でカバーする世帯の目標量ということですから、特養に入っただけの方と、ケア付き住宅に入っただけの方という、こういう形で目標量を定めるというのは、今まで特養の目標量は介護保険の事業計画で、3年ごとにつくってきましたけれども、それとリンクして考えるというのは非常にシビアな部分が出てくるんじゃないかなという感じがいたします。特に、ケア付き住宅の見守りなり生活支援、この財源をどうするかというところがある程度明らかになっていないとなかなか自治体内部で、住宅部局と福祉部局が連携してこの計画をつくるという、何か難しくなるんじゃないかなという感じがいたしますので、ぜひそういった財源の方向性といいますか、そういうものもどこかの時点では明らかにしていただきたいなと思えます。

それから、高齢者の住み替えなり、そういう住宅問題を私達がどうイメージしているかといいますと、住み替えについては、例えば年齢で言うと75歳ぐらいが限界で、それを過ぎればおそらく引っ越し自体がもうしんどくなって困難になるだろうということと、それから住み替えにはあまり緊急性がないのではないかと思います。一般的にある程度資産をお持ちで、持ち家で住んでいらっしゃる方の住み替えについては将来の不安はお持ちだろうけれども、緊急性をどう見るかという、少しやはり違うのではないかとことから、この重点配慮高齢者にまず特化してというか、重点的に対応されるというのは、その方向でいいのではないかと私は思います。ただ住み替えた後は、最後までそこで介護を受けて暮らすということを希望される方がやはり多いので、その受け皿では、しっかり介護体制は考えないといけないと思えます。

それから、ビジネスモデルがあれば、本当にいいわけですがけれども、これがなかなか見えないのは、おそらくお年寄りが住み替えをされる場合には、今よりもっと便利なところ、今よりもっと利便性のいい、駅に近いところといったことを希望される方が多くて、非常に立地条件ですとか、値段ですとか、そういう面での難しさがあるのではないかと考えます。ただ、できればやはり厚生年金で払える範囲でそういう安心感を持って暮らせるような、そういう住宅が民間ベースでビジネスモデルとしてきちんと成り立つような方向というのはやはり我々の立場からしても欲しいなと思っています。以上です。

【分科会長】 はい。ありがとうございます。よろしいですか。はい。まずご発言ない方から、先にお願ひしたいんですが。〇〇委員よろしくお願ひします。

【委員】 私は3点ほど申し上げたいと思います。これまでの2回の分科会でいろいろ出ました意見がかなり入れていただいていることを評価したいと思います。事前にいただいた答申案の素案、拝見してまして、気が付いたことをちょっと申し上げたいと思います。

1つは、高齢者住宅とって、高齢者になられた方に焦点を当てた対策になっているわけですが、実は高齢者というのは若い世代の方々がある年代を過ぎるとすぐに高齢者になるんですね。そうすると、ユニバーサルデザインの話もありますので、高齢者仕様、身障者仕様の考え方をもう少し一般化を早くしたらいいと思うんです。資料を見てもやっぱり高齢者仕様もなかなか進んでいないというので、その目標自体もちょっと低いんでね。高齢者はこのぐらいにする、あるいは一般もこのぐらいにする。高齢者予備軍といいますか、高齢者がすぐ高齢者になるという前提でハード、あるいはソフトも対象にするような答申にしたらいかがかなと思います。

2つ目はそれと関連するんですけども、高齢者になられてお困りの方に対する対策に加えてお困りにならないような予防対策ですね。これは健康の対策とか、あるいは食事対策とか、医療対策とかあるんですけども、この前事故率とか孤独死のデータをお願ひして、なかなかいいデータが出てきたと思うんです。要医療率という大変ですけども、お医者にお年寄り相当かかりますよね。いろいろな薬をもらいにかかりに行かれるんですけども、そういうふうな方々の割合とか、あるいは介護保険の対象になられる割合を減らしていくような施策は結果的に高齢者の住生活を健全といいますか、ご本人も周りの方もあるいは周辺の自治体も困らないことになると思います。財源とか、福祉に関わる人達のリクルートはなかなか難しくなっていますんでね。そういった点を少し加味したらいかがかなというのが第2点です。

それから3つ目は、答申案では大体自分たちでやれる施策、あるいは新たに予算要求したり、税制をそういうのがどうしても主になると思うんですが、住生活基本計画を考えると、生活の情報の提供といいますか、こういうものにもう少し目を当てたらいかがかと思うんです。かなり前なんですけれども、リタイアされる方が転居されるということを知り合いの人からお聞きしたときにあれっと思ったのは、都心から外に出られて、外のマンションに移られたんですね。それは都内の市町村ですけども、何で移られたかという、こ

ここにいると住民税とか、あるいは社会福祉の負担とか、あるいはアメニティーが市町村全部調べたら一番いいと言われるのです。そういうふうな見方をされる高齢予備軍といえますか、かなりおられるのではないかと思うんです。そうすると、そういうデータを提供するといえますか、公共で提供するのか、別途の方法で提供するのは別にしまして、そういった情報も高齢者の住生活には有効ではないかという気がします。選択の余地を広めるという意味ですね。さらに、この間、現場視察をさせていただいて、非常に、これは気が付かなかったと思ってたんですけども、特養とか、シルバーとか、デイサービスセンターが近隣にあることが非常に役に立っていると、理事長とかセンター長が言っておられたんですけど、そういうことなども情報提供として、有効ではないかという気がしますので、3番目の意見はちょっと少しこの答申に入れられるかどうか疑問ではありますが、少し検討していただければと思います。以上です。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。それで、ちょっといろいろ本日の議論を聞きまして、ちょっと司会の立場で交通整理なんですけど、ある程度意見を聞いた後、ちょっと5分ぐらい小休止したいと思います。なぜかと言いますと、かなりいろいろな日程調整のご都合で、ご出席できなかった委員の方もありますので、一応目次構成がまずこれでいいか、あるいは加えるかというのは、一応この場で確認をとりたいということと、内容的にちょっと事務局でご相談いただいて、新たに指摘していただいた意見の中でいろいろこれは取り入れられることを含めて、またペンディングで検討させてほしいという、いろいろあると思いますので、このラインで少しこれをどうまとめるかの方向性だけは確認をして、今日はそれからで一生懸命修文で多分作業あると思うんですけど、それをもとに最後パブコメとしては1回これを出したいというところで、それについて再度了解をとるのは時間的に難しいと思います。ですから、最終答申案は分科会中にまとめますので、当然ながら各委員の方々に1月13日以前にお配りして、またパブコメの修正と本分科会の20回をもとにした修正があつて、またそれをもとに各委員からそれぞれ個別に事務局に、どうぞ、こういう点はぜひやっぱり書き込んでほしいとかいうようなご意見をお寄せいただいていいと思うんですけど、分科会長一任でパブコメというのはちょっと乱暴過ぎると思いますので、そんなような議事進行にしておきますので、少し後でまとめてご答弁いただくような形でしたいと思います。よろしいですか。幹部の方々と少しご相談いただいていろいろな意見をどうしようかというのがあったほうがいいかと思うので、そんなような議事進行をしたいと思いますので、どうぞご遠慮なく言っていただいて結構です。は

い、どうぞお願いします。

【参考人】 高齢者向け住宅の促進という観点に関してものを言わせてもらいます。開発事業者でございますので、その観点から言わせていただきます。基本的には、健常者向け、それから、要介護者向けの中堅以上のこういった住宅については多分民間事業者は既にやっていらっしゃる場所もありますので、そういったところがかなりのボリュームを今後は供給していくと思います。

やっぱり日本人の個人資産は1,500兆もありますので、そのうちほとんどが高齢者というか、ある程度年が立っている皆様方がお持ちでいらっしゃいますし、逆にお亡くなりになるときは、日本人は数千万の金融資産を残して亡くなっていらっしゃる方が圧倒的に多うございます。余計なことを言うようですが、イタリア人は使い切って亡くなるらしくて、アメリカ人はローンを残して亡くなるそうですけど。そういった方々については民間事業者のほうでも。ただ、民間事業者でちょっと今逡巡しているところが、やっぱり死というものを扱わなくてはならない。最終的にはやっぱり亡くなってしまう。その部分に対して、先ほど〇〇委員が言ったように、ナイチンゲール的な扱いを民間事業者がされちゃうのか、聖職者みたいな形でもって扱う。特に今のマスコミの形ですと、そういう形にされてくるところがちょっとつらいかなという部分があって、そこを乗り越えるのが一つの大きな観点かなという感じがいたしております。

特に先ほど、事務局が申し上げたようにセーフティネットに係る皆様方の住宅の供給、これというのは確かに行政の大きなお仕事の一つだと思いますけど、ただそうはいってもなかなか今の予算の状態の中では、予算措置が取れないケースというのが国庫からはなかなか難しいかと思うんですけれども、今、機構やそれから地方の住宅供給公社の老朽化した賃貸住宅はかなり多うございます。その建て替えも今急務だと思いますし、それと賃貸人の方々が相当歯抜けになっていらっしゃると思いますもんですから、そういったものを利用して、例えば、半分の敷地を定期借地権等を設定して、民間事業者におろすという言い方はおかしいですけれども、活用させるという形でもってまちづくりを進めていく。一つには、これは全然高齢者住宅向けじゃないんですけど、私どもがやりましたのが、日赤の赤十字の病院の建て替えの費用がないので、そこで定期借地権を活用させていただいて、建て替えの費用を出して我々が定借の分譲をやったという形で、それで日赤の新しい分譲となる病院ができるという形でございますので、こういった形のものが民間とあわせた形での共同事業という形でのまちづくりとしてできないかということなんです。

それと、やっぱり私も知り合いがそういった施設に入ったときに見舞いに行ったり何かするんですけど、やっぱり郊外というか、町の外にぼつんとあるケースが多いものでして、すごく寂しいんですね、行くとね。何か先ほど言ったように見守りとかありますけれども、町との触れ合いという形で言うと、こういったまちづくりをすると、普通の一般の定借分譲で皆様が入り込んでらっしゃいますんで、そこに公園なり地域コミュニティ的な施設をつくと、介護者の方々の施設はやっぱり特殊でございますので、それはそれでもってきちんとした形でつくらなきゃいけないかと思えますけれども、そういった触れ合いの機会ができるようなまちづくり。それを一つのモデルケース的なものを1回おつくりになるような形のを今回の答申に入れていただいたら、多分民間事業者も企画コンペ等々でもってやれば、提案をさせていただくはずになってくるわけでございますんで、それはぜひ民間の活用という中でも、そういった形での活用の仕方ができるという形をお願いしたいなど。我々も芝浦なり、浦安の大規模開発の中でもってそういった介護者向けの皆様の方々の住宅を、私どもは運営者になっておりませんが、つくらせていただきまして、逆にその芝浦なり浦安のマンションにお住まいになる方々のお母様やお父様もそこに入れていく。それでまた自分達も将来そこに入れるんじゃないかという、そういう形のもので、ある部分暮らしが一つの3世代にわたって一緒の地域に住めるという形もありますものですから、見守りの一番原始形態というのは、やっぱり家族が見守ってあげることが一番大切なことで、できればそういった形でもってまちづくりができれば一つのモデルケースとしてトライをしてみたいなという、民間としてもそういう形からして非常に興味があるという形でございます。ぜひ1回そういったプランをやっていただきたいなと思います。以上です。

【分科会長】 はい。〇〇委員さん、何かございませんか。

【委員】 同じです。

【分科会長】 いいですか。わかりました。私も委員として1つ。1つ気になっていまして、この間視察のときに回りました、特にお風呂とか廊下の寒さですね。バリアフリーについては随分もう言われていますが、あとたしかそのグループホームの床をやわらかくしてたりとか、一低専の古い住宅地の中でむしろやはり介護サービス事業を展開するようにはしておかないと、住宅地自体が死んでしまうということになりますので、それはぜひ考えておいて、それは空き家対策も含めてですね。例えば住まなくなった広い家をそういうデイサービスに改修して活用するというのは当然あっていいはずで、潜在的ニーズもあり

ますし、私身近で見えていますので、それから介護事業者はほとんどマンションの1室が大体事務所になっていますね。無理やり改修して。ですからちょっとそこら辺の実態があります。

それから、もう1つ、特に多分東京、3大都市圏ですと生産緑地の解除の問題が多分いろいろあると思うんですが、そういうときに例えばやはりこういう介護福祉施設をつくった場合に、税制の一定期間の猶予があるとか含めて生産緑地がただ、何か単なる住宅になっていくということよりは政策用途でできることがあり得るのかどうか。その、最近の生産緑地の解除の動き、私知りませんが、おそらくそこをああいう形でもう一度、旧農家といいますか、一種の不動産経営をやっているような旧農地所有者の方々のときのマインドに対してこういう施策をうまく誘導していくというのがないと、介護事業の運営をされる方が自ら土地を取得して建物まで自ら建てるというところまでできる方々はほとんどいないと思います。ですから、そこら辺のところ少し気になっています。

それから、もう1つは例えば今住宅公社も随分、青森は失敗して解散とか、公的なそういう住宅供給自体が必ずしも必要性が社会で言われていない時代ですので、土地公社の塩漬けの土地含めて今の負の遺産的な部分のほうむしろこういう形で転化できるのがあるのかどうか気になっています。その住宅公社、土地公社の役割とか、その清算、消した部分についてどうするかというところですね。それからあとは最近見たのでは、岐阜の駅前再開発に超高層ビルの中にもともと経緯では大手百貨店が進出を断念した結果、最終的にむしろ福祉住宅を入れたと。たまたま県の住宅公社がそういうふうに入りたいというニーズがあったようですが、あれほど巨大な再開発の中ではなくても、規模がもう少し小さくてもやはり今後の再開発の中で、ああいう福祉とまさに住宅と商業がセットというのはやはり望まれているものじゃないのかなということで、予想以上に福祉住宅の部分は何か入居者希望とかあったようで、上下移動でほとんど生活できますし、あるフロアに介護福祉からいわゆる健康的なエステとかああいうのとも含めて集まっているというのはやはり非常にいいのかなと。それから、以前、杉並の日産の跡地で防災講演会エキシビションをやりまして、当時はもう公団だけでやるのはだめという時代ですから民間の大手が入っている中に、一部福祉関係の用地を確保して、それは民間が入ったはずで。その住宅との関係は本当にあるのか解りませんが、やはり緑を残して一方で住宅があって、分譲と賃貸があって福祉介護の用地があるというのは、やはり言われてみれば当たり前なんですけど、やはり今のこういう一定の種地をどう使うかという中の重要な要素だと思うんです

ね。ですから、そこら辺とやや少し都市計画に関係する部分もありますが、住宅宅地分科会でもありますので、その土地の部分で少し何かこの中で議論していい部分があるのかどうか。必ずしもこの中で無理やり入れてくださいという意味ではないんですが、現実に行き来しているいろいろな住宅宅地のとか、土地の再開発課題に対してやはり一つの今回の高齢福祉についてはやっぱり言うべきことは言ってほしいなと思っております。これは委員としての意見です。

それから、あと、事務局にご検討いただく時間を加味しながら、2度目の発言でぜひというのがあればぜひ。はい、よろしくお願ひします。

【委員】 コンパクトに言いますが、資料4の3枚目のところで、重点配慮高齢者世帯に対する計画が赤い四角に囲まれています。ですから、ここが一番大変な方達だということで、ここをどうするのかというのが今回計画という意味では主軸においていらっしゃると思うんですが、私が先ほど来申し上げたいことは、持ち家の高齢単身夫婦自立要支援という、その方達をこの赤い四角の中に入らなくするための手を打たないと、緊急性が高いというのは確かにそうなんですけれども、ここを増やしてしまったら私達はどうにもなくなるので、そういう意味で持ち家の高齢世帯のボリュームのあるゾーンをどうしていくのかということ、既にもうメニューには入っているんですが、きちっと書き分けていただきたいということと、もう1つはそういう意味で言うと、ずっとこれまで日本は1億総中流だったので経済階層の差があるということ、あまりこういうものでも、前提にしてこなかったんではないかと思うんですが、もう昨今の状況で言うと、まさに経済格差というか、経済的なその違いによって公共がやるべき施策というのが全く違うということは、もうそろそろちゃんと言って先ほど来いろいろ先生方から出ている意見を組み立てたほうが、私はその何ていうんでしょうか、政策効果という点でも解りやすいんじゃないかなと思います。

それからバリアフリーのことは結構やってきて、今日何も発言しなかったんですが、実はそれは日本の住宅ストック全体の実は大きな問題でありかつ実は潜在的な需要だということなんです。1つは、高齢者の方は古いお家に住んでいらっしゃるんですが、バリアフリーの前に1981年の6月以前に建築確認を出された住宅はもう新耐震基準に合っていない可能性があるんで、その部分をまずよくしないとバリアフリーといっても次が出てこない。バリアフリーはもう明確に、90年代半ばぐらいから新築されたものはほぼオーケーだと思うんですが、90年代真ん中以前のもはもうそんな言葉がなかったですか

らアウトですよ。ですからこれは老いも若きもそういう意味で言うと、そこを手直しすれば、もう住宅に対してものすごい需要が出てくるわけですよ。それからさっき、分科会長がおっしゃった点で言うと、省エネとかのことは本格的に始まったのは21世紀になってからですよ。ですから、それ以前のものというのは、温熱環境についての配慮とか、省エネについての配慮というのは、まだまだなわけですよ。ですから、逆にそういうことをきちっとアナウンスして、自らそういうものを直すということをやっていると、昨今いろいろ経済的にシュリンクしていく中で、内需の拡大じゃないですけども、大きく住宅の需要の中ではそういうことを動かしていくということがものすごく重要なんじゃないかなと思いました。済みません。以上です。

【分科会長】 はい。皆様、いろいろ意見あると思うんですが、どうしますか。同時並行で200年住宅についての説明を受けてもいいんですが、多分ざわざわすると皆さん落ちつかないと思うので、1回小休止しますか。やってみますか？ 同時並行で。

【事務局】 ご指示ください。

【分科会長】 事務局のやりやすいやり方で結構ですから。200年住宅……。

【事務局】 それでは200年住宅を。

【分科会長】 やってみますか？

【事務局】 はい。

【分科会長】 解りました。じゃあ、200年住宅について報告受けている間に少し答申案についての今までの委員のご意見を踏まえて、事務局なりの少しまたお考えをお話しいただきたいということにしたいと思います。

では、議事次第の2番目の報告事項でございますが、通称200年住宅の法案が無事成立しましたので、これについてご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 資料の5でございます。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、お陰様を持ちまして、今国会において無事成立させていただきました。ありがとうございます。この「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」につきましては、資料5にございますように、この2月にご答申をいただいて、それを踏まえまして法案を作成し国会に提出しておったところでございますが、先般の通常国会におきましては、残念ながら継続審議になっておりまして、今国会に引き続きかかっておったということでございますが、この11月に衆、参両院でのご審議をいただいて、両院とも全会一致で可決をいただいた

ということでございます。

その中で、11月19日の衆議院の国土交通委員会におきましては、既に先生方には郵送させていただいておりますが、一部修正という形で長期優良住宅の普及の促進に必要な人材の養成にしっかり努めること、それから、維持保全を業として行う人は所有者等に対してきちっとした情報を提供するように努めなければならないと。木造住宅への配慮ということで、木材の使用に関する伝統的な技術を含めて、長期使用構造に関する研究開発の推進、成果、普及に努めなければならない。そうした国産材、その他の木材使用については、基本方針を定めるに当たって配慮しなさいと。居住環境の維持、向上に配慮された長期優良住宅については認定基準として位置付けるべきだと。いわゆる住宅履歴書についてはそれを容易にするために必要な援助をしっかり行政において行うという形の修正をいただきまして可決をいただいたということでございます。そして、12月5日に公布をされたということでございます。

それで、施行はいつかということございまして、基本的には公布後半年内ということで、6月までの間に施行するという形になって、現在国交省内において施行日については検討させていただいているところでございますが、今後パブリックコメント等、認定基準や基本的な方針についてパブコメをかけるということ。さらには、地方公共団体においては長期優良住宅の認定にかかります手数料についてお定めをいただかなければならないということもあまして、いずれにせよ準備作業、それから周知啓発に時間を要するというところでございます。

次回また後ほど申し上げますが、1月の本分科会でもご報告を申し上げる所存でございますが、この長期優良住宅の基本的な方針、および認定基準についてもできれば年内にパブリックコメントにかけたいと思っておりますので、できるだけ早くそのパブリックコメントの案を先生方にお送りをして、ご意見があればいただいて、そしてそれを踏まえてパブリックコメントにかけたいと思っております。

また、1月の分科会では、改めてパブリックコメント案についてご説明をさせていただくということをご予定しております。ただ、基本的な方針、認定基準については、既に2回この分科会でもご意見をいただいております。そうした、いただいたご意見を踏まえて策定をしておりますので、基本的には大きく審議の方向とは変わったものが出るということはないと思っておりますが、改めて年内に文書でご確認いただくとともに1月にまたお諮りといいますか、ご相談をしたいと思っております。以上でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。もし国会が解散になっていきますと、ゼロからやり直しということで、継続審議の件はこういう形で無事法律が通ったということで大変喜ばしいことだと思っておりますが、〇〇委員何か、こういう感想めいたことございますか。特段。

【委員】 すべてこれからだと思いますよね。ここに書いてありますように、例えばいわゆる建築・維持保全に関する計画等、国土交通省のほうで6カ月以内におやりになられるわけであって、我々当然事業者も努力責務というのも出てきますので、一緒になって行っていきたい。この辺は、大手メーカーはこういうのは大体できているわけですが、やはり全国的な展開の中でこれをいかにちゃんと普及していくかというのが問題だと思います。特に、これはもう決まった法律ですし、我々ずっとこれは議論してきたことですので、本当に成立していただけて感謝しています。

【分科会長】 まだまだちょっとこれについても議論はしたいんですが、肝心なことが残っていますので、そろそろ事務局のほうとしてはご発言できますか。本日のいろいろな意見を踏まえまして、一応取りまとめのこのパブコメに向けての少し考え方について、いろいろご発言いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【事務局】 本日いただいたご意見、いずれも私どもとして検討が不十分であったり、あるいは気のついていないこと、あるいはその整備が不十分だったような、そういう点について、貴重なご意見を賜ったと思っております。

内容につきましては、何らかの形でどのご意見も答申に入れさせていただければと思っております。もちろん、中身によりまして、どこまで具体的に書けるか、一定の方向性を示すとか、一定の基本的な考え方を示すということになるのか、そういうものも場合によってはあろうかと思っておりますけれども、その点についてはさらに検討させていただければと思っております。

特にソフトの点、例えば見守りですとか、あるいは情報の提供のような点につきましては多少本来のハードの住宅の整備から発展していく部分でございまして、これは非常に重要だと一方では思うわけではございますけれども、ご指摘のあった例えば財源の点などどこまで書けるか、これは今までいろいろ工夫しながら厚生労働省と国土交通省、それぞれ所管予算を使ってやっているようなところもございまして、直ちに財源はこれですというのが出せるかどうかというのはございますけれども、いただいたご意見は問題意識としてしっかり持ってまとめていきたいと思っております。

【分科会長】 よろしいですか。さらにご発言しますか。いいですか。ということで、やはり具体的な文言になると、かなり内部で調整しなきゃならないので、今のようなご発言になりますが、さらに何か。だめ押しで要望なり、構成等ご発言あれば、ぜひこの機会ですが、いかがですか。

あと、事務局に対して目次構成は基本的にこれでいきたいということでしょうか。若干、章と節の、時期も若干もう1回少し検討いただくという前提ですが、これが大きく変わると多分作業が進められませんので、多分若干各項が増えるとか、いろいろなことは出てくる可能性もありという前提ですけど、一応こんなストーリーで書いていただくということで、よろしゅうございますかね。これがないとちょっと困っちゃいますよね。ですので、一応資料3-2の表紙の部分は了解されているという前提で中身についてさらにご検討いただきたいと思いますが、もうぎりぎりになってきました。今後のスケジュールを含めて、また我々としては一応、パブコメ案については直前でも結構ですが、事前に送っていただきたいということと、特に個別の発言の中で、いろいろご審議いただいていると、気になればそれはどうぞ直接いろいろ調整連絡とっていただくという形で結構じゃないかと思いますが、我々委員全員に対しては、その最終的なパブコメ案としてこれでいきたいというところだけの連絡でよろしゅうございましたよね。いろいろ、それをまた全部やっていると大変ですので、そういうことで。またパブコメ案に基づく各委員の意見というのは、ぜひご遠慮なく事務局に早め早めにお寄せいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、そろそろあと10分ちょっとになってきましたので、私のほうから、少しちょっと事前に踏み出した点もあって恐縮だったんですが、次回以降のこの分科会の審議についてご説明いただいて、また事務連絡等あればよろしくお願ひしたいと思います。じゃあ、どうぞ。

【事務局】 資料6で高齢者住宅審議に対するスケジュールということで、実は分科会長にご説明いただきました。ありがとうございました。

今回、第20回ということで、この高齢者住宅審議については第3回でございます。過去2回のをあわせまして、答申案の骨子をご提示いたしました。本日のご意見を踏まえまして、12月16日までにパブリックコメント案をつくるという予定にしております。

このパブリックコメント案につきましては、事前にまたお送りさせていただきまして、ご意見をいただこうと思いますが、ちょっと時間の関係もありまして必ずしも全部の作業

が間に合うかどうかということですが、少なくとも今日いただいた意見までは入れた形で、パブリックコメント案をつくりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

パブリックコメントを22日間行いまして、その結果を整理し、それからパブリックコメント案についていただきました先生方のご意見、それから場合によると日程をとっていただいて、個別にご相談に行くこともあろうかと思いますが、それらを踏まえた上でこちらのほうで修正案を作成させていただきまして、1月13日に答申案の決定ということをお願いしたいと思っております。予定ではございます。

これらに基づきまして、平成21年の通常国会に法案の提出を予定しておりますし、また予算の審議等にも向かっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に対して何かご発言とかございますか。よろしゅうございますか。

【分科会長】 次回については、一応今回こういう答申を出すというところに大変意義がございますので、最後についてはまたいろいろご意見あるかもしれませんが、分科会の議事録は正式に残りますし、また最後、今後の課題で書き込めないことがもしあるのであれば、それはそういうところでぜひ次回以降の芽を残すというようなことも含めて、多分事務局側では今回の国会に向けて、絶対ここだけは出したいという部分と、いろいろ多分思いがあろうかと思っておりますので、そういう点は少し事務局側のほうのご意向も少し我々としてもやはり踏まえながらということになると思っておりますので、次回無事終わることを期待して、ぜひ次回ご参集のほど、またご欠席に委員に関しましては、事前にちょっとご了解をいただくように、事務局はちょっと大変だと思っておりますが、いろいろ駆けずり回ってお願いしたいと思います。さて、各委員から何か全般的なご発言がもしなければ幹部の方がぜひ締めで何かという気もしますが、いかがですか。よろしく願いします。

【事務局】 今日はずっと聞かせていただきまして、また私どもの答申というのものなかなかだらっとこう書いちゃうもんですから、やはり学識者の皆様方の非常に鋭い分析をいただきましてありがとうございます。

施策の対象ターゲットというものと、それから施策の方法論。そのあたりの絡みがあまりきちっと出ていなかったというようなご指摘がございましたが、そのあたりはしっかり整理させていただくと。また、政策的にどうしてもこういうことはやりたいということで、書いているわけでございますが、高齢者の施策としてはいろいろ今日お話が出ましたように、さらに総合的にものを考えた場合に押さえていかなければいけないというポイントと

いうのが幾つかあったわけでございます。

そういうたくさんの方の、今日活発なご議論をいただいたというわけございまして、事務方のほうでそれをできるだけ反映させたような形で整理をし、パブリックコメントの前にまたお届けをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

【分科会長】 では、また多分次回発言があるかもしれませんが、本日は長時間にわたってご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の住宅地分科会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

— 了 —